

職場の熱中症対策は万全ですか？

全国では、職場における熱中症によって、令和4年から3年連続で30人以上の方が亡くなっている状況にあります。

また、熱中症による死亡災害のほとんどは「初期症状の放置・対応の遅れ」が原因となって発生しています。このような状況を踏まえ、熱中症の重篤化を防止するため、**令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行**されました。

広島県の職場における熱中症の発生状況

令和6年の死傷者数（死亡者及び休業4日以上）は、対前年比で2人の増加。
令和6年の死亡者は1人で、建設業（土木工事業）で発生しています。

➤ 職場における熱中症による死傷者数の推移（人）

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
8 (0)	3 (1)	15 (0)	16 (2)	32 (0)	26 (1)	24 (1)	11 (0)	20 (0)	21 (1)	23 (1)

※（ ）は死亡者数で内数

今回の改正内容【労働安全衛生規則第612条の2】

第1項：見つける（報告体制の整備と周知）

熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業中者」
- ②「熱中症のおそれがある作業中者を見つけた者」

がその旨を**報告するための体制**（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ**定め**、関係作業中者に対して**周知**すること



第2項：判断し、対処する（手順作成）

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
 - ②身体のコールド
 - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- など、**熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順**を事業場ごとにあらかじめ**定め**、関係作業中者に対して**周知**すること

作成例は裏面



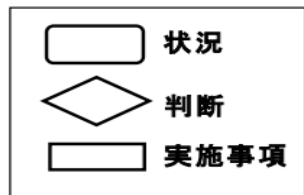
※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

報告体制・緊急時の対応手順書の作成例

手順書を作成しよう



熱中症による健康障害発生時の対応計画



責任者〇〇〇〇
(電話〇〇-〇〇〇〇)

医療機関

〇〇病院
住所：〇〇市〇〇町〇-〇
電話：〇〇-〇〇〇〇

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

意識の異常

異常等あり

異常等なし

救急隊要請

自力での水分摂取

できる

できない

※医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関へ搬送

経過観察

回復しない、症状悪化

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、①返事がおかしい、②ぼーっとしているなど、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと

作成した手順書等の周知の方法

「周知」の方法は、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭による方法があります。

なお、伝達内容が複雑である場合など、口頭だけでは確実に伝わるのが担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせで行ってください。

「職場における熱中症対策の強化について」



リーフレット



パンフレット



解釈 通達

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」



リーフレット



実施要綱